平成２７年（フ）第２１７号
大阪市大正区平尾５丁目９番９－1001号
債務者　玉元　英子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６８号
大阪市平野区喜連５丁目６番７号
債務者　肥後　禎美（旧姓沖田）
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０２号
大阪府吹田市末広町18番６号
債務者　霜門　成樹
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１７号
大阪府東大阪市稲葉３丁目６番16号
債務者　佐々　初恵
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６３号
大阪市港区市岡元町１丁目６番11－802号
債務者　田中龍太郎
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４４号
大阪府東大阪市吉田５丁目８番11号　12号、前住所大阪府東大阪市日下町４丁目４番10号ジャルディーノ101号
債務者　森田　浩三
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７９９号
神戸市兵庫区新開地４丁目１番15－503号、従前の住所神戸市須磨区多井畑南町15番地の３
債務者　柴原　妙子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９４２号
神戸市北区有野台５丁目３番地　B48棟202号
債務者　西岡　重雄
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１号
神戸市兵庫区湊川町８丁目３番８号　周高アパート104号、従前の住所神戸市兵庫区湊川町８丁目８番11号　403号
債務者　山﨑　絹枝
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６号
広島市西区己斐東１丁目20番６号
債務者　木本　敏雅
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８３号
大分市大字皆春420番地の１　セジュール皆春202
債務者　志手　嘉政
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２９号
北海道新冠郡新冠町字万世80番地の１
債務者　川越　利也
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第３９８号
金沢市額新町２丁目140番地
債務者　松代　　淳
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１０号
石川県野々市市本町３丁目24番21号　フォーブルＫＩＤＯ103号
債務者　本荘　　綾
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第５号
静岡県浜松市北区三ヶ日町下尾奈2252番地の15
債務者　**譲**原　睦子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第８号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3403番地10
債務者　山本　順子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第９号
長野県飯田市座光寺3454番地９　ハイツオリオンＧ号
債務者　中山美代子（旧姓石榑）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
長野地方裁判所飯田支部